

災害時における災害廃棄物等の収集運搬に関する協定の締結について

本市で風水害、地震などの大規模災害が発生した際に、災害廃棄物及び災害し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行い、被災地の環境改善を図ることを目的に、「災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定」を出雲クリーンシステム協同組合ほか7者と、「災害時における災害し尿等の収集運搬に関する協定」を島根県中央環境整備協同組合と締結します。

1. 協定の概要及び協定相手

名 称	災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定	災害時における災害し尿等の収集運搬に関する協定
内 容	被災した家屋の家具、電気製品、布団、畳などの収集運搬	避難所仮設トイレ等のし尿の収集運搬 被災した浄化槽等の汚泥の収集運搬
協 定 相 手	一般廃棄物公用収集の受託業者 (可燃ごみ・不燃ごみ) 8者 出雲クリーンシステム協同組合 組 成 者 { ワルツ商事有限会社 今岡建設 出雲配送有限会社 有限会社プレート商会 有限会社所原運送店 } 中央環境株式会社 有限会社奥資材 有限会社ワスティーシステム 有限会社山佐運送店 株式会社すばる企画 有限会社荒神サービス 有限会社足立運送	一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥) 収集運搬業の許可業者 1組合 島根県中央環境整備協同組合 組 成 者 { 有限会社ヒカリ衛生社 有限会社ジンザイサニテック 有限会社ワスティーシステム 株式会社島根サニタリ 有限会社長谷川清商店 出雲環境整備有限会社 有限会社ヒカリ衛生企業 }

2. 協定締結

- (1) 日時 令和7年(2025)2月3日(月) 15時
- (2) 場所 出雲市役所本庁3階 庁議室

3. 協定書

別紙(案)のとおり

災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書（案）

出雲市（以下「甲」という。）と出雲クリーンシステム協同組合、中央環境株式会社、有限会社奥資材、株式会社すばる企画、有限会社山佐運送店、有限会社ワスティーシステム、有限会社足立運送及び有限会社荒神サービス（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、出雲市内において風水害、地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生時、災害廃棄物の収集運搬のために乙の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力を必要とする場所
- (2) 協力を必要とする活動内容
- (3) 協力を必要とする資機材
- (4) その他必要な事項

（災害廃棄物の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害廃棄物の収集運搬を実施するものとする。

（情報提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、災害廃棄物の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 実施場所
- (2) 実施内容及び実施写真
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害廃棄物の収集運搬費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互に連絡体制を確認するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、令和8年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年2月3日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 出雲市白枝町1185番地1
出雲クリーンシステム協同組合
理事長 日下 真二

出雲市神門町 8 4 2 番地
中央環境 株式会社
代表取締役 上 田 英 二

出雲市平田町 5 4 7 7 番地
有限会社 奥資材
代表取締役 奥 雄 喜

出雲市佐田町反辺 2 6 1 2 番地 1 3
株式会社 すばる企画
代表取締役 首 藤 満

出雲市多伎町口田儀 4 9 2 番地 2
有限会社 山佐運送店
代表取締役 栗 見 修 司

出雲市大社町中荒木 2 4 5 4 番地 2
有限会社 ワスティーシステム
代表取締役 洪 季 龍

出雲市斐川町莊原 3 0 4 5 番地 1
有限会社 足立運送
代表取締役 足 立 佐 年

出雲市斐川町神庭 1 1 3 5 番地
有限会社 荒神サービス
取締役 小 田 博 文

災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書（案）

出雲市（以下「甲」という。）と島根県中央環境整備協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿、浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、出雲市内において風水害、地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害し尿等の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生時、災害し尿等の収集運搬のために乙の組合員の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力を必要とする場所
- (2) 協力を必要とする活動内容
- (3) 協力を必要とする資機材
- (4) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

（情報提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 実施内容及び実施写真
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施する災害し尿等の収集運搬費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互に連絡体制を確認するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、令和8年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年2月3日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 飯塚 俊之

乙 出雲市神門町842番地
島根県中央環境整備協同組合
代表理事 米山 二郎